

重点施策について

計画の重点施策

第3次障がい者計画

1 権利擁護支援の推進

2 地域生活拠点の整備

3 相談支援体制の充実

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

①施設入所者の地域生活への移行

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

③地域生活支援拠点の機能充実

④福祉施設から一般就労への移行

⑤障害児支援の提供体制の整備

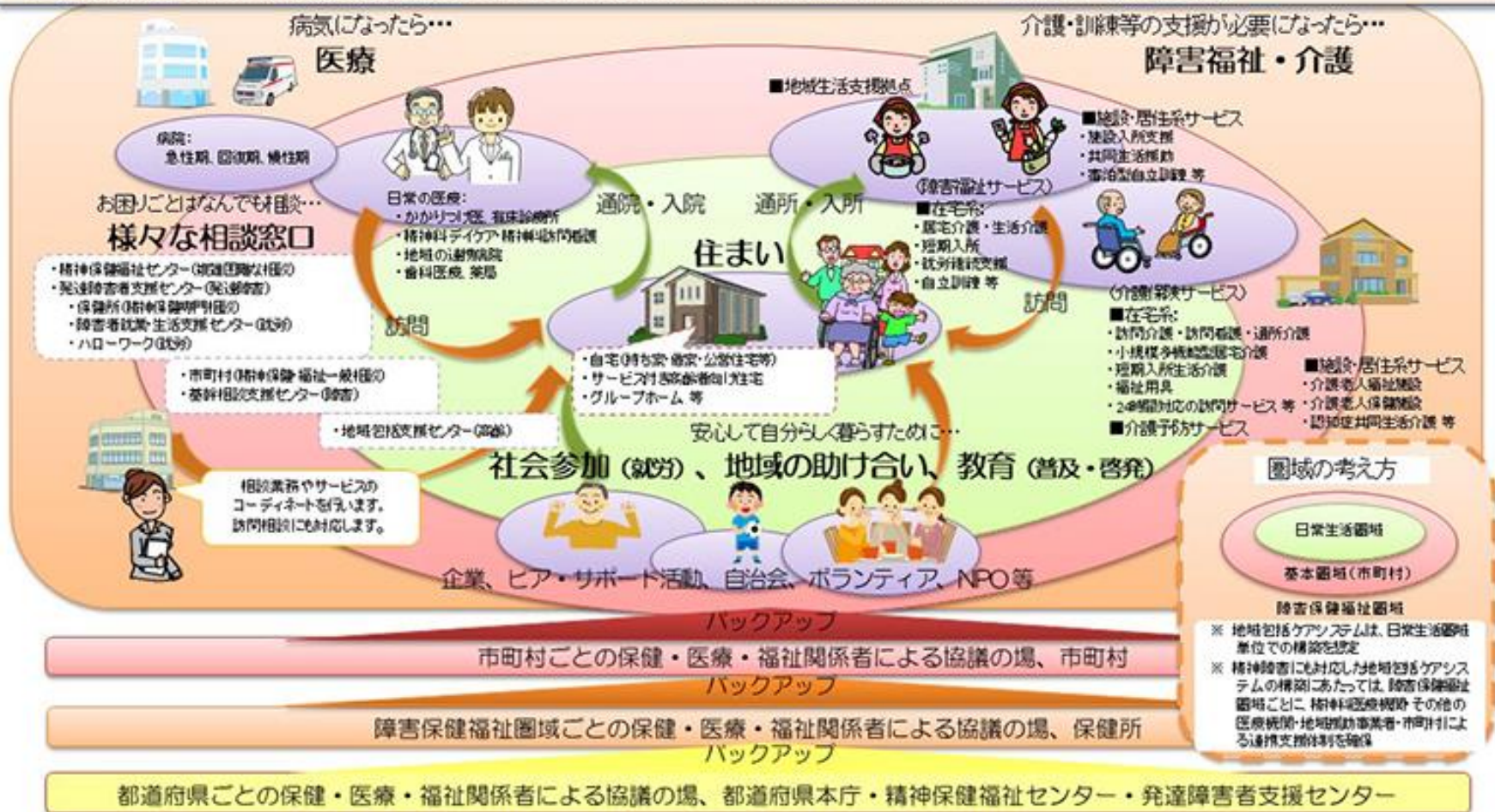
⑥相談支援体制の充実・強化

⑦障害福祉サービス等の質の向上

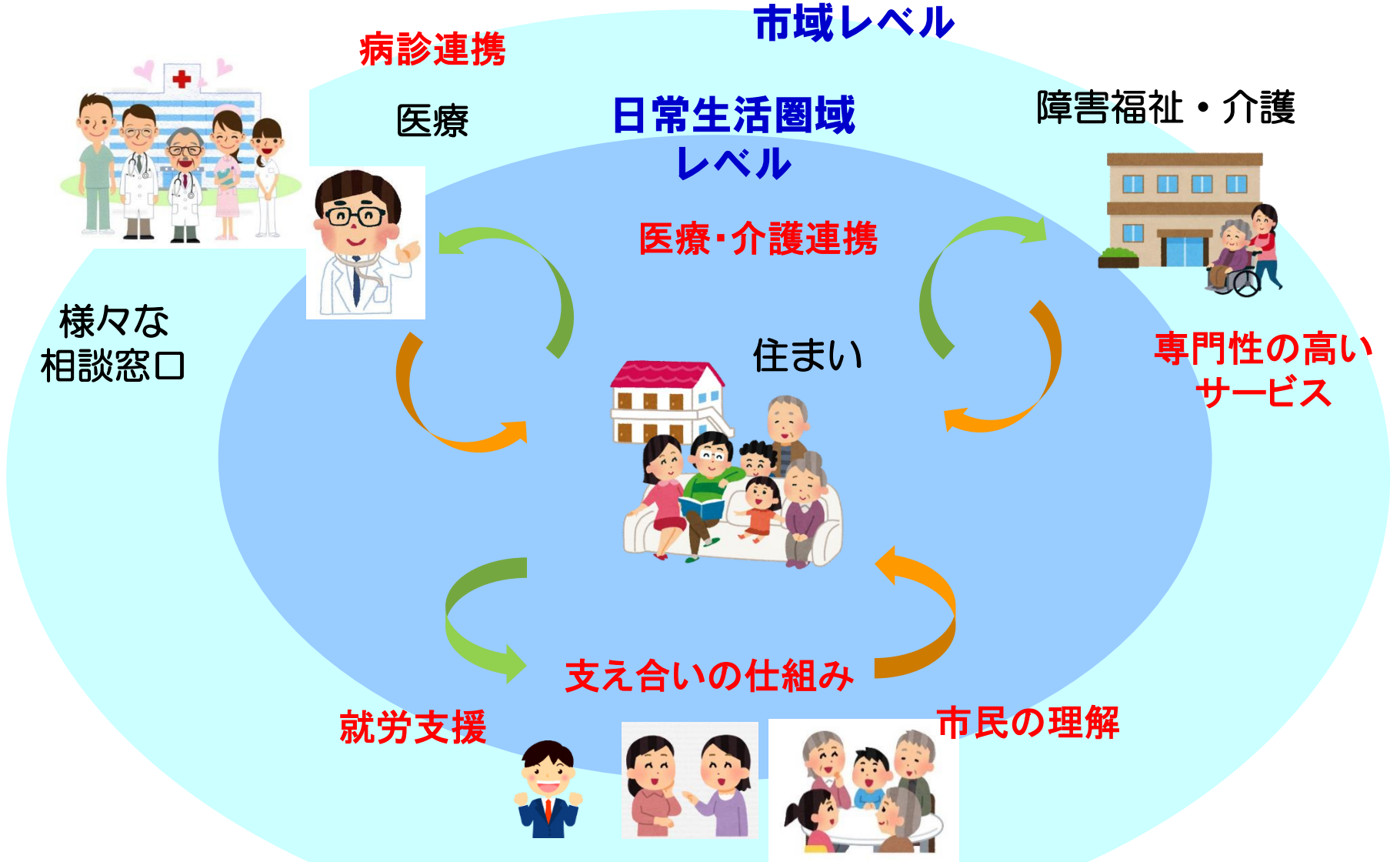
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



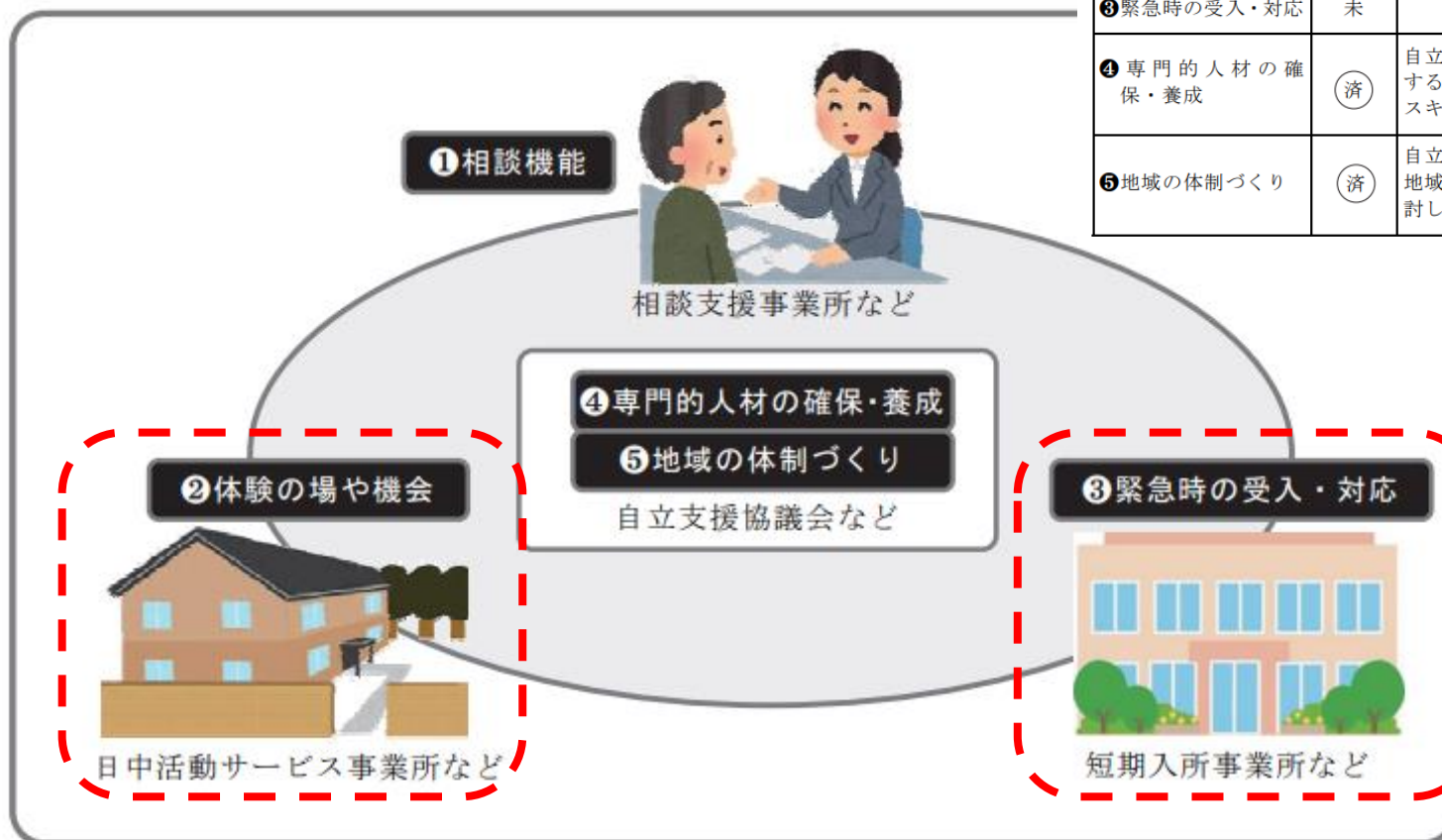
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



社会参加（就労）、地域の助け合い、教育（普及・啓発）

重点施策② 地域生活支援拠点の整備

図表 5-3 地域生活支援拠点のイメージ図



図表 5-4 地域生活支援拠点の機能別状況

機能	整備状況	現状（主なもの）
① 相談機能	済	市内 5 事業所へ相談支援事業を委託し、相談体制を整えています。
② 体験の場や機会	済	グループホームを活用することにより、体験の機会・場を提供しています。
③ 緊急時の受入・対応	未	
④ 専門的人材の確保・養成	済	自立支援協議会において、各種研修を実施することにより、相談員および支援員等のスキルアップを図っています。
⑤ 地域の体制づくり	済	自立支援協議会および各連絡会において、地域の課題の抽出と体制づくりについて検討しています。

重点施策③ 相談支援体制の充実

図表 5-5 基幹相談支援センターの役割のイメージ

